

養父市 国家戦略特区 中山間農業改革特区

平成28年 9月12日
養父市長 広瀬 栄

これまでの取組

農業分野

実績1: 農業委員会と市の事務分担 ⇨ 農地の権利移動の許可事務を市が行う。

- ・事務処理期間を**15日間短縮**(従前28日→移行後13日 制度実施後平均)
- ・**農地流動化の促進 97件**(平成26年10月～平成28年8月実績)
- ・農家とみなす農地所有面積(下限面積)を**10aに引き下げ**

実績2: 農業生産法人の要件緩和(役員要件)

⇨ 法人の農作業に従事する役員が1人でもいれば、農業生産法人とみなされる。

- ・**特例農業法人の設立 11社**(うち9事業者が市外からの参入)
- ・**特区事業者による営農状況 約15.7ha**(平成28年8月末時点)

⇨ うち従前が未作付地・耕作放棄地の農地は59%(約9.3ha)

実績3: 農業への信用保証制度

⇨ 農業資金でも信用保証協会の保証を受けられるようになった。

- ・**7件、約10,100万円の実績**

⇨ 設備資金・運転資金として6次産業化や企業の農業参入を促進。

実績4: 多様な規制緩和の実現

- ◆**旅館業法施行規則の要件緩和**⇨ 歴史的建築物を宿泊施設とする事業において、フロントの設置を緩和。

⇨ 古民家が旅館「大屋大杉」として再生(平成27年10月にオープン)

- ◆**シルバー人材センター会員の就業時間の要件緩和**⇨ 派遣事業について、週40時間までの就業が可能。

⇨ **規制緩和済(平成28年4月より全国展開)**

- ◆**インターネットによる酒類販売の要件緩和**⇨ 第2次国家戦略特区の提案募集に養父市内の業者が提案。

⇨ 全国規模の規制緩和として実現(平成27年3月に通達一部改正)

その他の分野

中山間農業を守るために

国家戦略特区法 第18条の活用

喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について一定の要件を満たす場合には、**農地の取得を認める特例**を今後5年間の時限措置として設ける。

要件

契約

農地の不適正な利用の際、地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面契約を締結すること

理由の記載

区域計画に法人名と農地取得理由を記載すること

役員

業務執行役員のうち1人以上が耕作等に従事すると認められること

役割

地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること



企業が農地を所有し営農が可能に！

- 所有権が持っている全面的機能を活用した営農が可能に
- 長期的・安定的に地域に根付いた事業展開が可能に

9月1日 政令指定
全国唯一！

「養父市創生総合戦略」の実現に向けて

総合戦略の副題

“農”が拓く養父(やぶ)の未来

若者と女性が活躍する豊かな“やぶぐらし”創造への挑戦

主人公
「人」



多面的機能
「農」



やぶぐらし

